

(陳受18第1号)

障害者自立支援法に関する陳情

受理年月日

平成17年12月28日

陳情者

西久保1-1-6 武蔵ハイツ102  
大城賢一

陳情の要旨

私は、自立支援生活を営む重度身体障害者です。終生にわたり介護を受ける側として、現行の支援費制度における利用者であり、支援費制度導入により雇用の自由を失われた犠牲者でもあると思っております。

脳性麻痺の1種1級で年齢が40歳にもなれば、ヘルニア、肩凝り、腰痛、そして更年期障害や脳性麻痺による二次障害などさまざまな病状が悪化し、私の自立生活は現状維持がますます厳しく感じられます。このような状況の中、国会では国の財政立て直しを図るため、自立支援法案が議決され、開始されようとしています。

先を見通して考えられる問題点は、自立支援法制度が導入されることにより、利用者1人当たりの自己負担額は1割負担で、上限の最高金額が4万円から2万円と予想されること、さらにこの制度は、国の意向でありながらも市町村に事務を委託し、審査機関の混乱が予想されること、また地域によっては自立支援法制度による負担が厳しくなることが予想されることです。

自立支援法の影響で社会福祉法が大きく変わり、サービス内容もその福祉法に沿った内容となっていくため、サービスに該当しない事業者や利用者が多発するおそれが考えられます。

所得がある者は全般的に負担があるのに対し、生活保護者は無負担と記されていますが、いずれ将来的には生活保護者にも自己負担額が請求されるようになり、また、事業者側ではサービス事業の生き残りをかけ競争が厳しくなり、つぶれていく事業者が多発することも予想されます。

これらの問題点から、私自身の自立生活における介護保障はどうなってしまうのか、不安でならないのが正直な気持ちです。もしもの可能性として今までの介護保障時間数を削られるようなことがあれば、自立生活の維持ができなくなり、私の人生、歴史の中で死を意味することになるでしょう。

これらの問題点から予想されることを考え、下記事項について、陳情いたします。

記

1. 制度が変わっても今までどおり介護保障を提供できるよう約束すること。
2. 包括サービスの自由化を検討すること。
3. 自立支援法制度の導入に向け、挙げた問題点から対応策として、武蔵野市独自の新制度を検討すること。